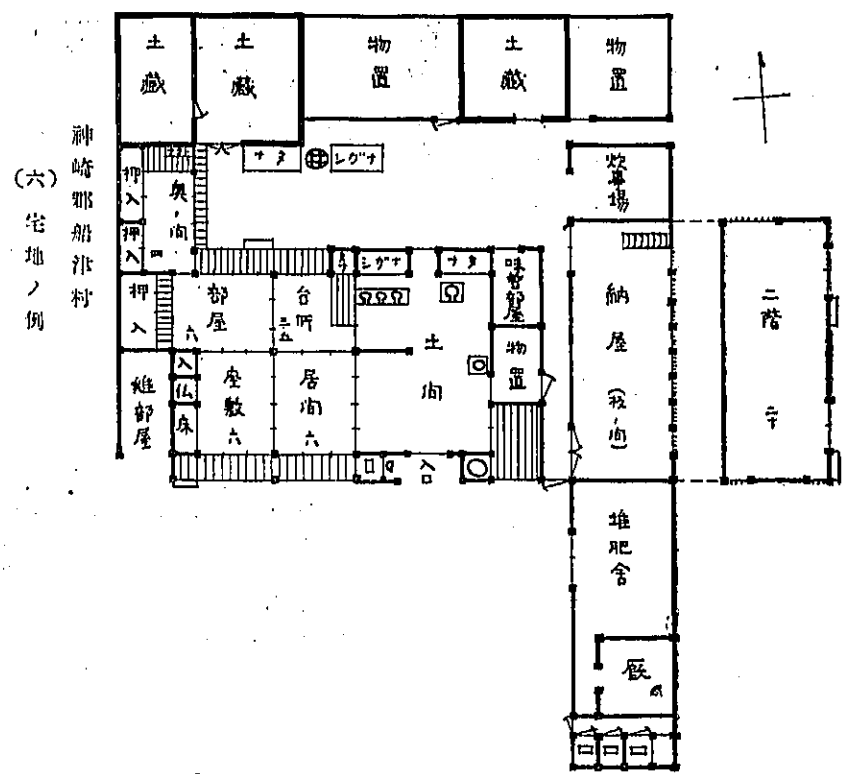
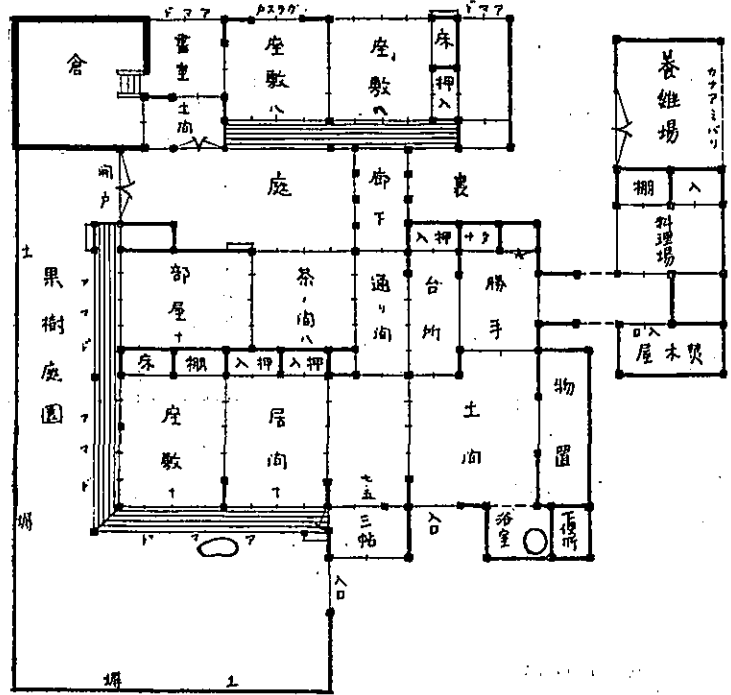




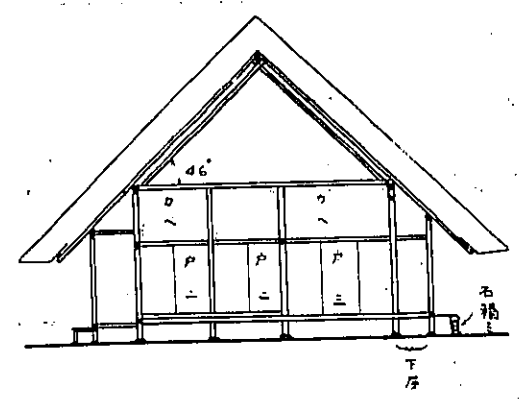
神崎郡船津村
(六) 宅地ノ例



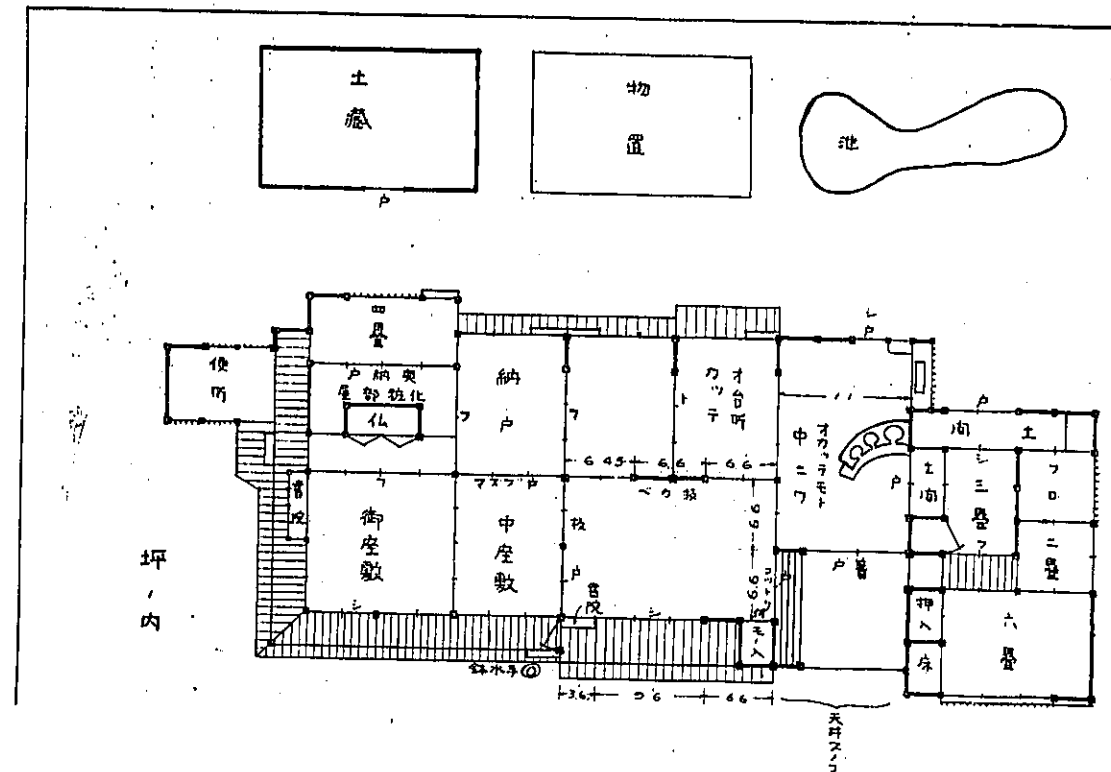
三原郡倭文村
(七) 宅地ノ例

圖版説明

圖版第一、第二 兵庫縣武庫郡山田村字上谷上坂田眞治氏の家で、俗にこの地方で千年家と云つて居る。この家は中央の玄關及勝手部分が大同年間に造られたもので、圖版第二に示す玄關の上の天井は大同竹と云ふ細竹を根太の上に竝べ、その上に蓆を敷いたもので、この構造は幾内地方一般に「ヤマト」と云つて居る構造である。玄關は昔は代官所で、御裁きをした所である。玄關の奥の板壁は手斧で削つたもので創建當時の面影を残して居る。此の間からお勝手への仕切及び庭の上り口の仕切の板戸には、「コツトリ」と云ふ棧がついて戸締りをする様になつて居る。玄關の前面は三本障子が建て、あつたが、敷居が腐朽したために、圖版の如く最近その外側に更に新しい敷居と鴨居を取り附けたものである。一般にこの地方の古い家には一間半の柱間に三本障子を入れたものが多い。玄關の前面の書院は昔は壁になつてゐて、その長押の上部の抜穴が今日も尙残つて居る。玄關の前面に巾四尺の縁があり、その前に約一尺巾の上り段が設けてある。この上には大屋根の庇が葺下しになつて、直徑五、六寸の杉丸太の柱と竹が、圖版第一の如く壯重に並んでゐる。御座敷、中座敷及その後の奥納戸の部分は、凡そ七百五十年前



に建増したものださうで、座敷の天井は釣天井になつており、床は玄關よりも五、六寸程一段高くなつて居る。御座敷は廻り縁になつて、その外に更に一尺巾の濡縁が廻つて居る。正面の襖を開くと、奥納戸に一間巾の佛壇が祭つてある。昔は眞言宗であつたが今は眞宗になつて古い、佛像が祭つてある。土間の方は前後を簀戸で仕切つて、前ニワから玄關に上り段があり、奥のニワを御勝手元又は中ニワと云つてその中央に大きなクドが三つ弧形に築いてある。こ

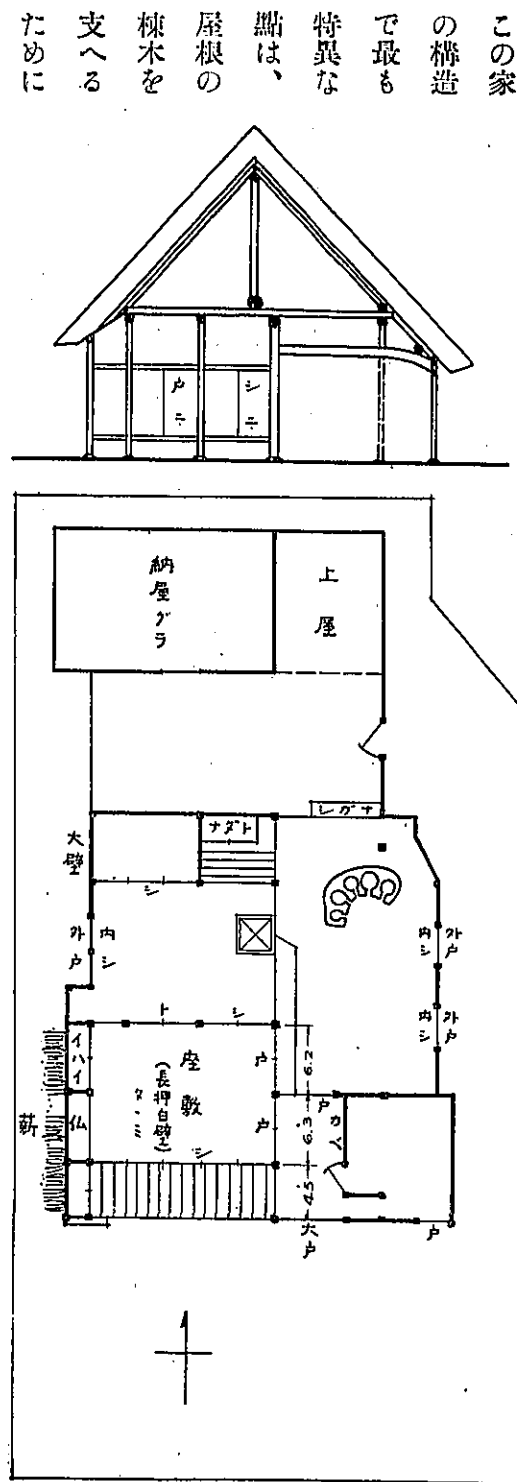


これは近年ニワの下手にある下座敷を増築した際に築き直したもので、その以前は五つのクドが築いてあった。この様な弧形のクドは、この地方から京都府、大阪府、奈良縣地方にかけて廣く分布してゐるものである。土間の上の天井は簀子で所謂ヤマトになつて居る。下手の下座敷の部分は前述の如く近年増築したもので瓦葺きの屋根である。

圖版第三、第四 兵庫縣武庫郡唐櫃村四鬼兵五郎氏の家で、この家は年代は明らかではないが、相當古い建物で、先祖は山伏であつたと云ふ。家の造りは極めて特異な縦入の間取及構造外觀を示して居る。この村は六甲山の登口にある部落であるが特にこの部落に、この様な構造が残存してゐることは珍しい事實と云はねばならぬ。

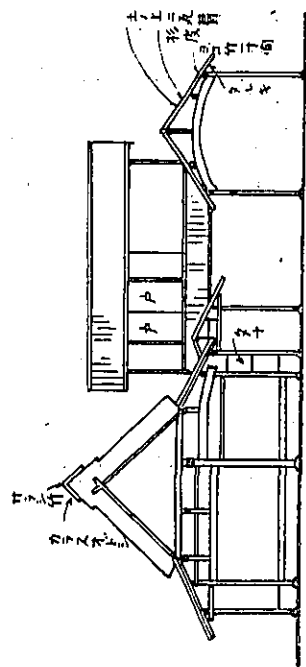
この間取を見るに、圖の如く座敷と臺所を奥行に取りその下手にニワを同じく奥深く取つたもので、全體の配列は縦配列をなし、一見商家型の間取をして居る。前面の大戸からニワに入ると直ぐ

直ぐその下手に廊があり、仕切戸の裏には圖版第四に示す勝手口のニワがあつて、そこに弧形のクドが築いてあり、後の外壁に流しが設けてある。五つクドの右端の大釜には神と松が供へてありその後の柱には荒神様が祭つてある。この様なニワの形式は畿内地方に見られるものと同様であるが、間取及構造は他に餘り類を見ない。座敷は長押を廻らし、その上に白壁を塗つてあるが、この他にこの附近で見た圖版第五の家には長押もなく、壁は赤土を用ゐてあつた。臺所の奥には大壁を塗廻した三疊の納戸があり、その前に障子が建てゝある。



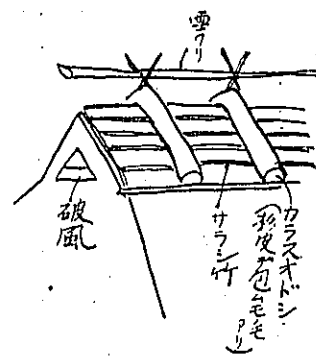
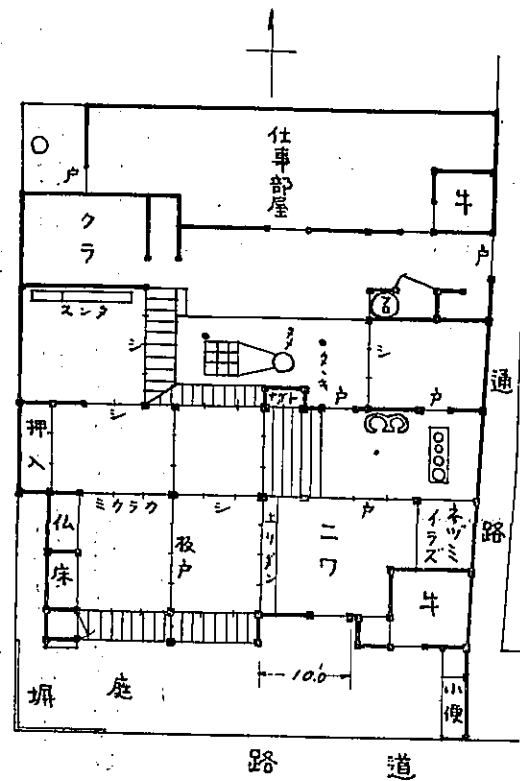
この家の構造は可なり古い構造で奈良縣その他にも數ヶ所残存してゐる地方もあるが、それらの點に就てはその縣の圖版で一層詳細に説明したいと思ふ。この家ではサスをシ、ソ、と稱してゐたがその言葉の意味は明かでない。このシソウは普通のサス

の様に棟木の方向に直角に両側に平行して組立て、あるものではなく、四方の廻り桁から扇型に組上げて、これを棟木で下から支へたものである。然るに普通のサスの造りでは棟木はサスを組合せた上に乗せたもので、その構造は全く異つたものである。屋根は草葺を四方に葺下し、入母屋の形になつて正面に破風の煙出が見えて居る。この家の裏には納屋倉が一棟建てられてある。この構造は普通の眞壁造りの外側を白壁で塗つた土蔵になつてゐて、別に特色あるものではなく一般に行はれてゐるものである。この附近には厚板を柱の間に落した嵌板倉もあるといふことである。この嵌板の倉はその周囲に縄を巻いた木を打ちつけ、その上に縄を下げて荒壁を幾回にも塗るものである。



圖版第五 この圖は前圖版と同村の小畑常松氏の家の全景である、この家も前の四鬼氏の間取、構造と全く同じであるが座敷に長押と白壁が用ゐてなく、内部の造作が稍粗末になつてゐる程度のものである。

圖版第六 兵庫縣揖保郡保村桑田嘉平治氏の家で下圖に示す如く、この間取は整型に×の四間



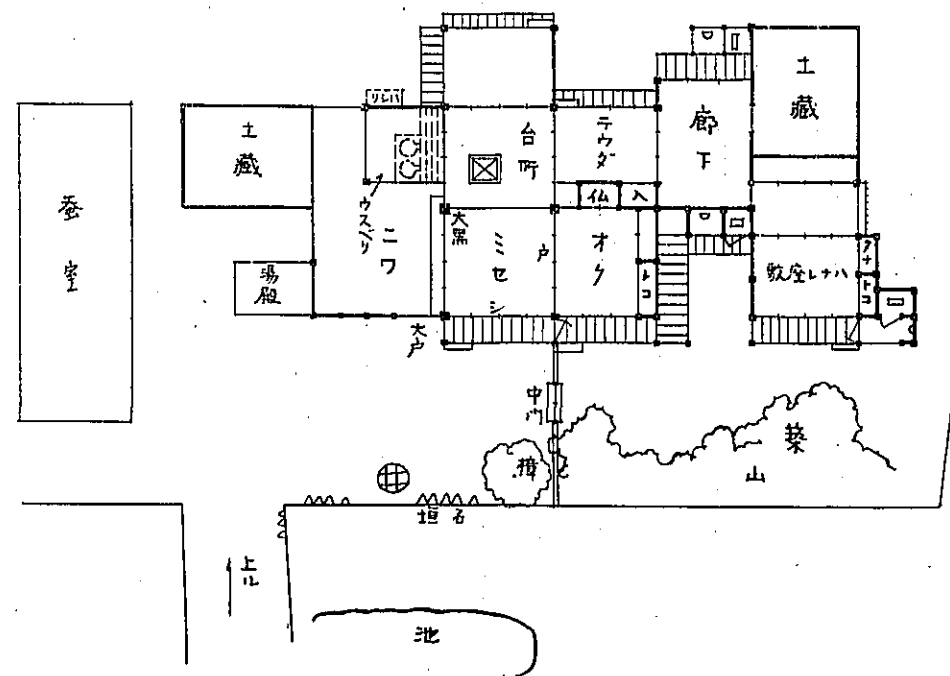
取の上手の裏に部屋を増したもので、縣下の概観に説明した如く此地方に特に多く見られる間取である。前の整型の部分の棟は草葺で、裏の棟は瓦葺きの二階建になつて居るものである。是に由つて見るに此の様な間取は四間取の形式の裏に建増した形になつてゐるものである。ニワの部分は前後を格子戸で仕切られ、前の方に牛屋と鼠入らずがあり、後のニワにはクドがあり、更に裏に物置きと土間が建増してある。鼠入らずは眞壁造りの、外圍を土で塗つたもので穀物を入れるために用ゐられる。

圖版第七 兵庫縣養父郡糸井村竹内西垣部落の圖であるが、此の谷には中央に丸山川の支流が西に流れ、その流に沿ふた土地が田になり、それから道路を隔て、稍高くなり山手及沿道に農家が竝んで居る。部落は小字毎に小集團をしてゐるが山手の土地に高低があるので、石垣で家の裏を高く築いたものが多い。此の邊の部落は殆んど全部草葺屋根で、半ば以上も兩下の所謂素屋が立ち並び、切妻の破風及外壁を赤土で塗込めたものがある。又片素屋と云ひ一方を切妻にし他方を入母屋にしたものや、兩方とも入母屋の屋根にしたものもある。屋根を素屋にする理由は養蠶の爲で、屋根をタカと云ひこれを廣く用ゐる爲めに切妻にしたものである。タカの下に二階を取り、窓を明け外壁を赤土で塗込めて瓦の庇をめぐらしたものがあるが、これなども養蠶のためにそうしたものであると云ふことである。土蔵は多く赤土で塗つてあるがその上に草葺の兩下に葺いた屋根が置いてある。又よいものでは瓦葺の屋根の土蔵もある。

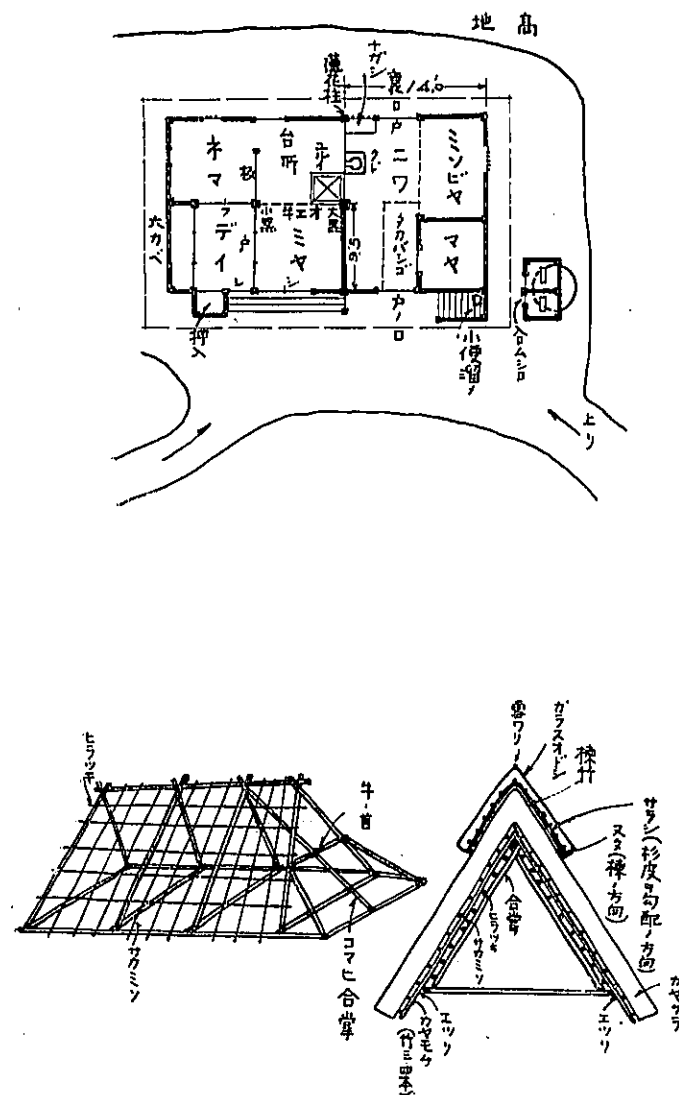
圖版第八 兵庫縣養父郡糸井村佐藤亮一氏の家で、この家は村の街道から山手に小徑を入つた所にあつて近隣の家とは集團をしてゐる。次頁の平面圖の如く四間取になつてゐるが店と臺所の間には仕切がなく、次の山下シカ氏の家と同じ形式になつて居る。臺所の後に六疊の間を増築し、上手に廊下を隔て、土蔵と離座敷が設けてある。この家

は店の上に八疊と、ニワの上に十疊の二階があり圖版の如く、この上に窓を設けて前に瓦の庇をめぐらしてある。奥の間には妻の方に床の間と押入を設け、裏のテウダとの仕切りの方には禪宗の佛壇を正面に向けて祭つてある。本屋の下手には瓦葺の獵室が別棟になつておるが、これは本屋よりも後に新築したものである。

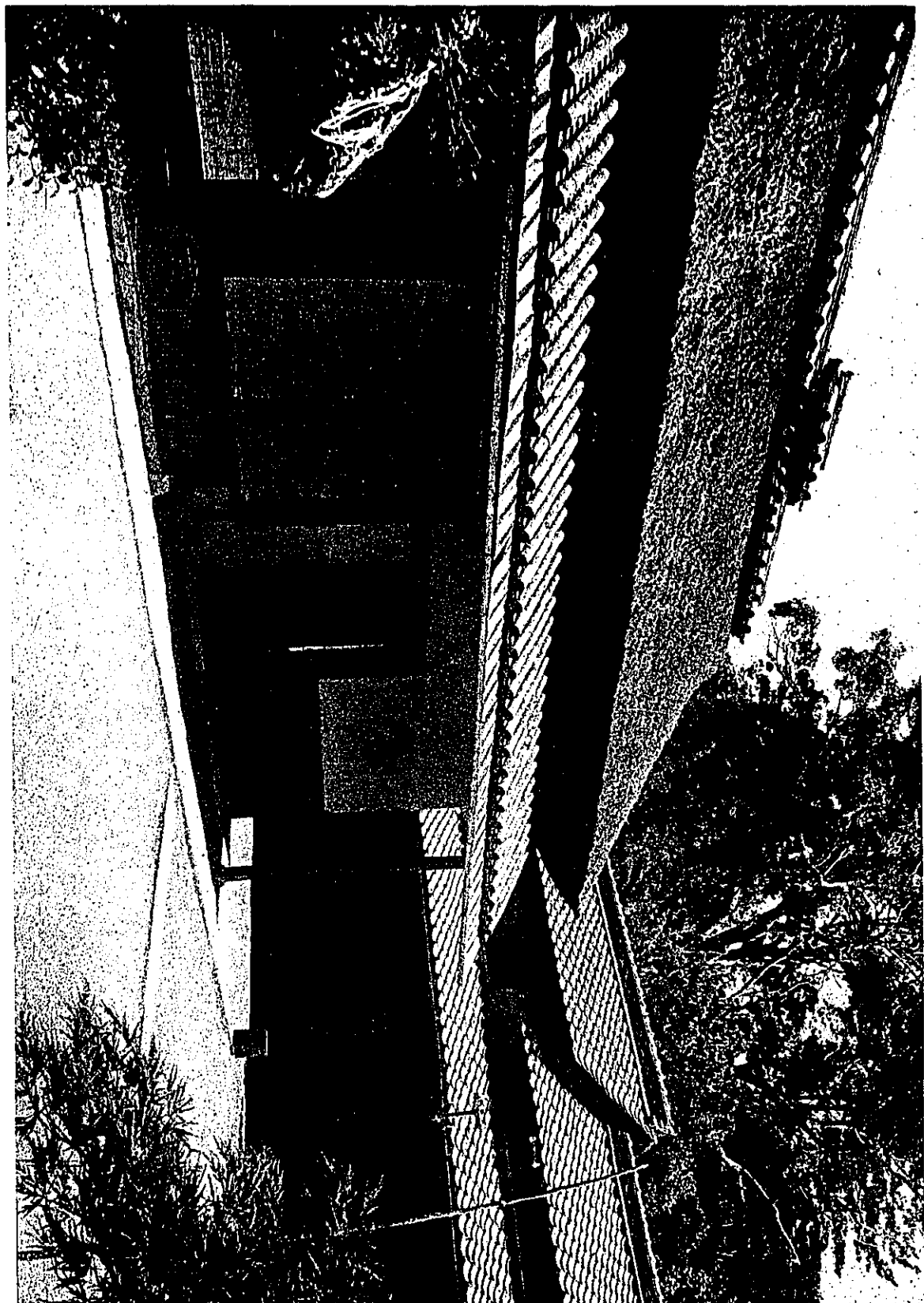
圖版第九 兵庫縣養父郡系井村大字八重川山下シカ氏の家で、間取は次頁の圖の如く三室の原型で、上手には前にダイを後に寢間を取り、その下手に全室(全梁間を一室に廣く取つたもの)の廣い室がある。この間の後の方を臺所と云ひ前の方を店と云つてゐるが、この家にはその間に仕切が設けてない。今はさうでないが昔はこの間をオエと云つておつたそうである。オエと云ふ名稱は福井縣、石川縣、富山縣その他に廣く分布してゐるもので、此の地方でも昔は此の名稱が行はれておつたものであらう。オエの上手には小黒柱があり、下手には大黒柱があつて、この上にオエ牛と云ふ大きな梁が渡してある。寢間とダイの仕切は昔は壁であつたといふことである。この様な形式は鳥取縣及島根縣等の原形にも見られるもので、この地方の古い原始的の間取りの發生を示してゐるのではないかと思ふ。大黒柱

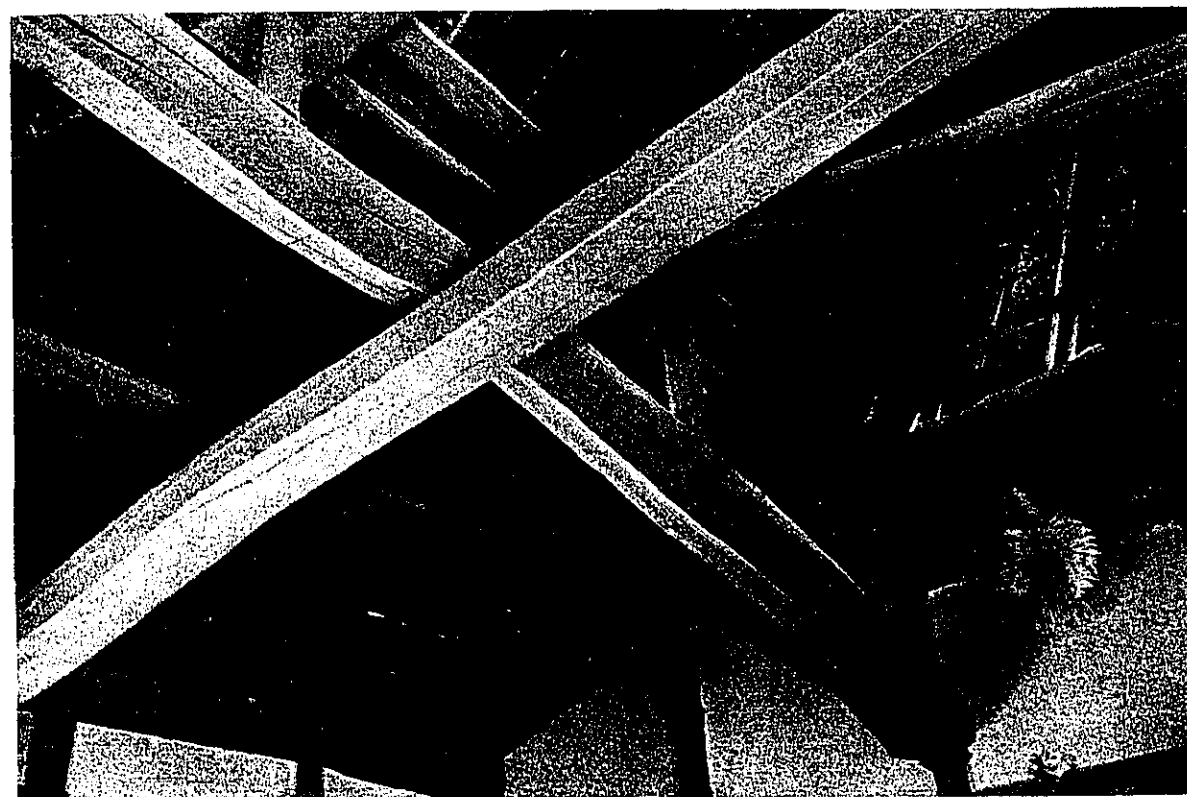
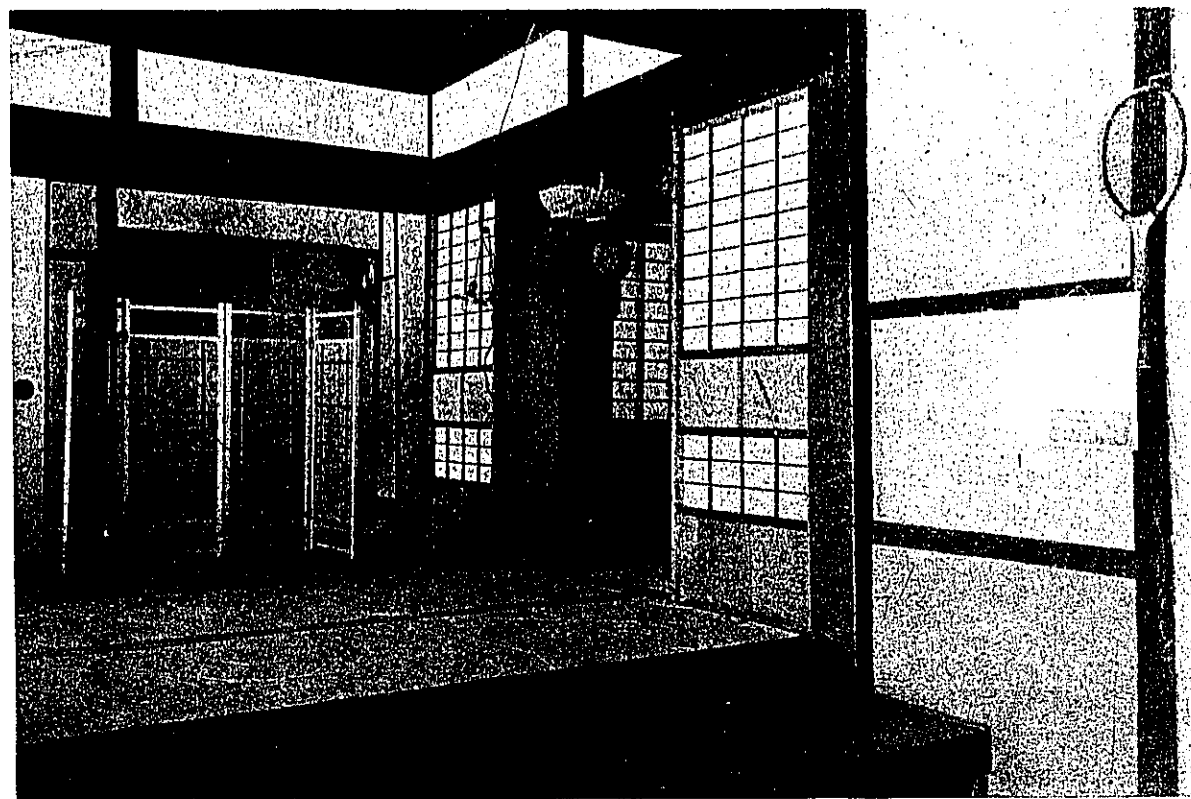


の後のところに圖の如くユルキが切つてあり、その後の上り口にクドが床の方を向いて築いてある。昔はユルキの下手の土間にユルキに接して大釜サンが築いてあつたさうである。これも可なり古い形式を示してゐたものであると思はれる。大黒柱の後の外壁にある柱を蓮華柱と云ひ、大黒柱の間に蓮華梁と云ふ梁が渡してある。屋根の小屋組は圖の如く梁の上に合掌を組上げたものであるが、妻の方は入母屋の場合、圖の如くコ、マ、ヒと云ふ合掌を斜に牛の首に取付けてある。端の合掌は上部が少しく内に傾いてゐるが、素屋の場合はこれを外に傾け所謂切妻のコロビをつけるのである。合掌の上には圖の如く平付を取付けこれにサ、カ、ミ、ンと云ふ竹柱及エツリを結付けて屋根を葺いてある。

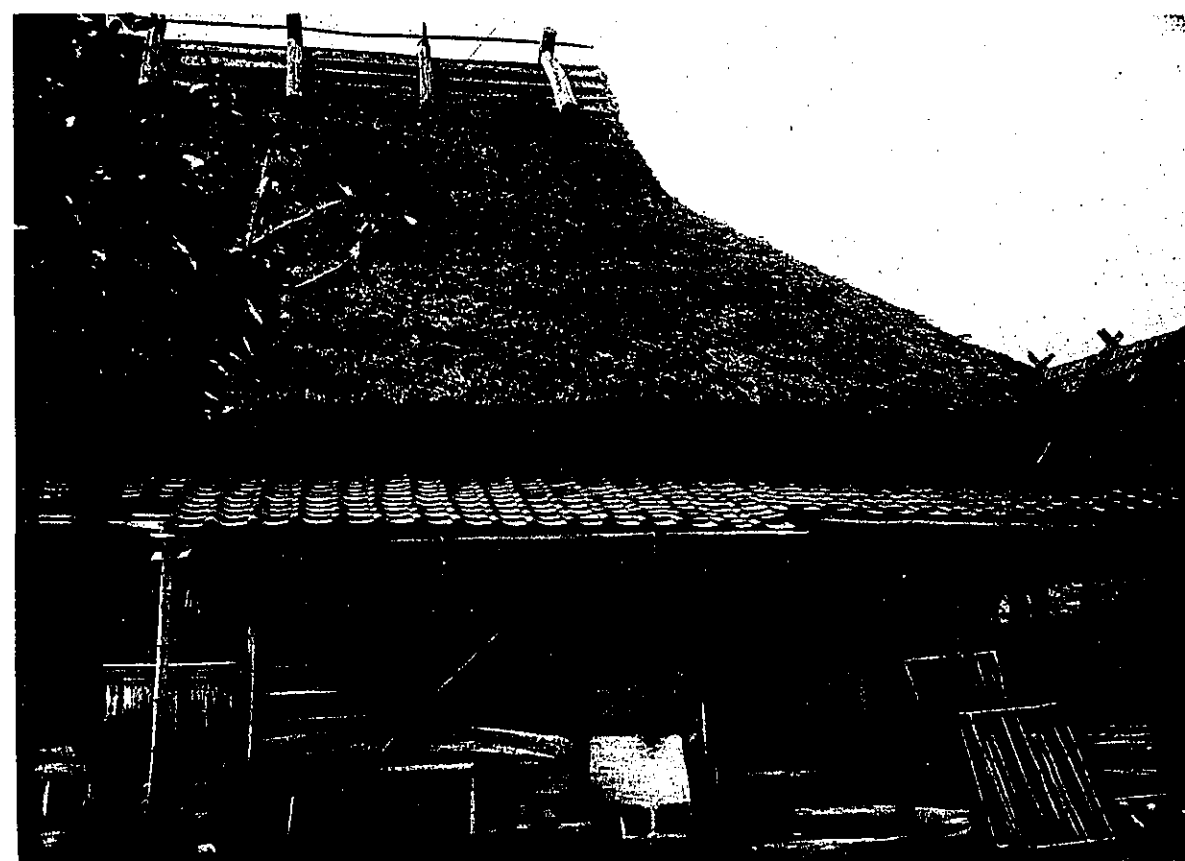


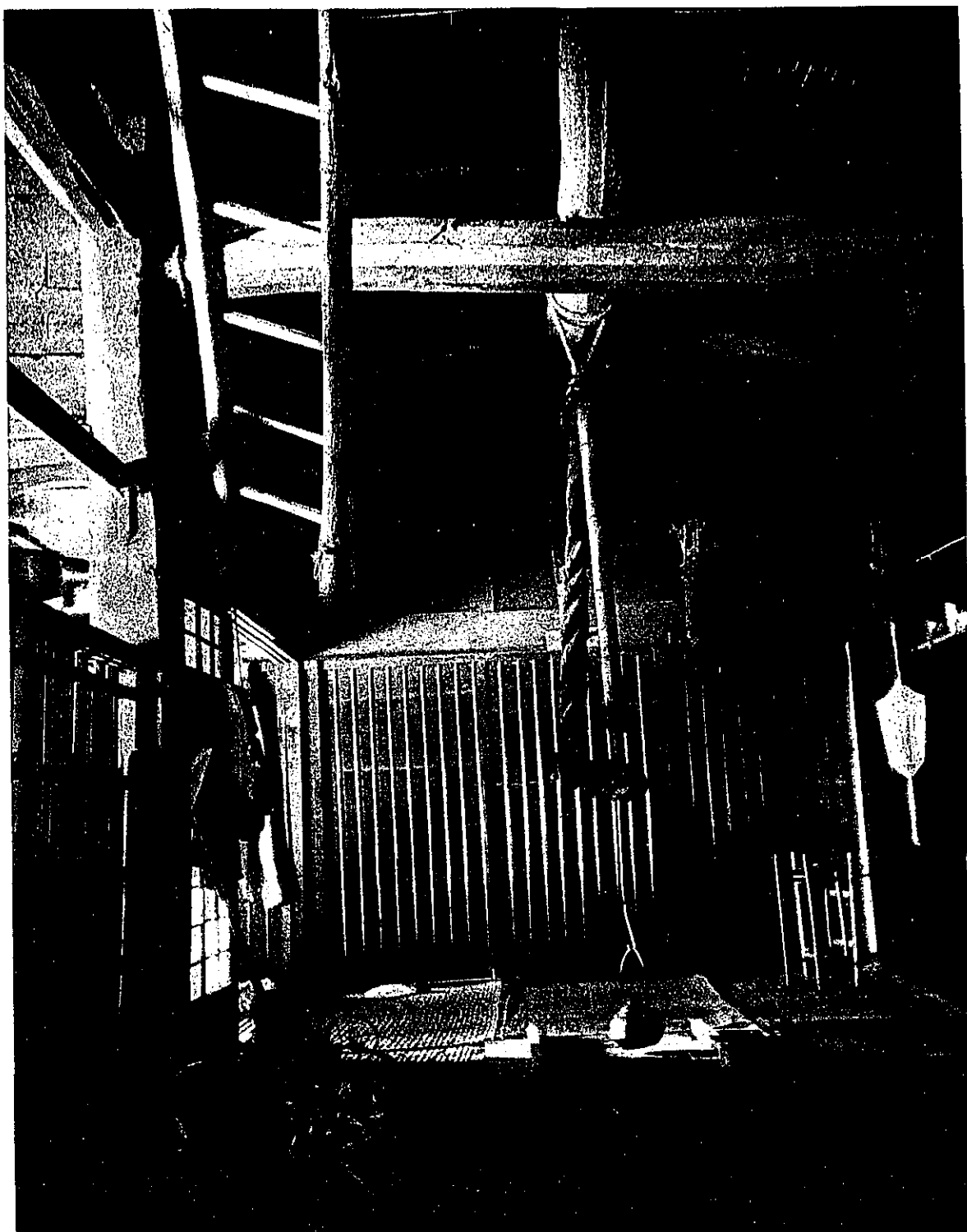
岡山縣



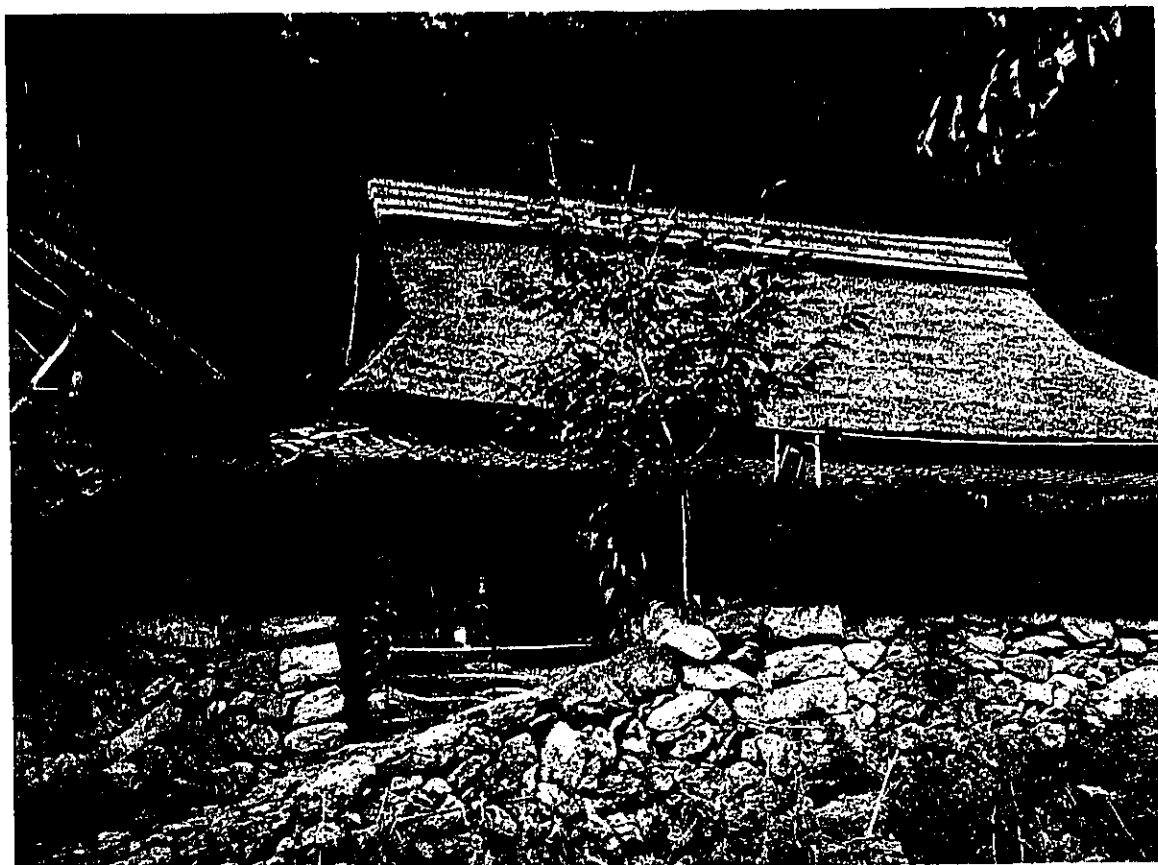


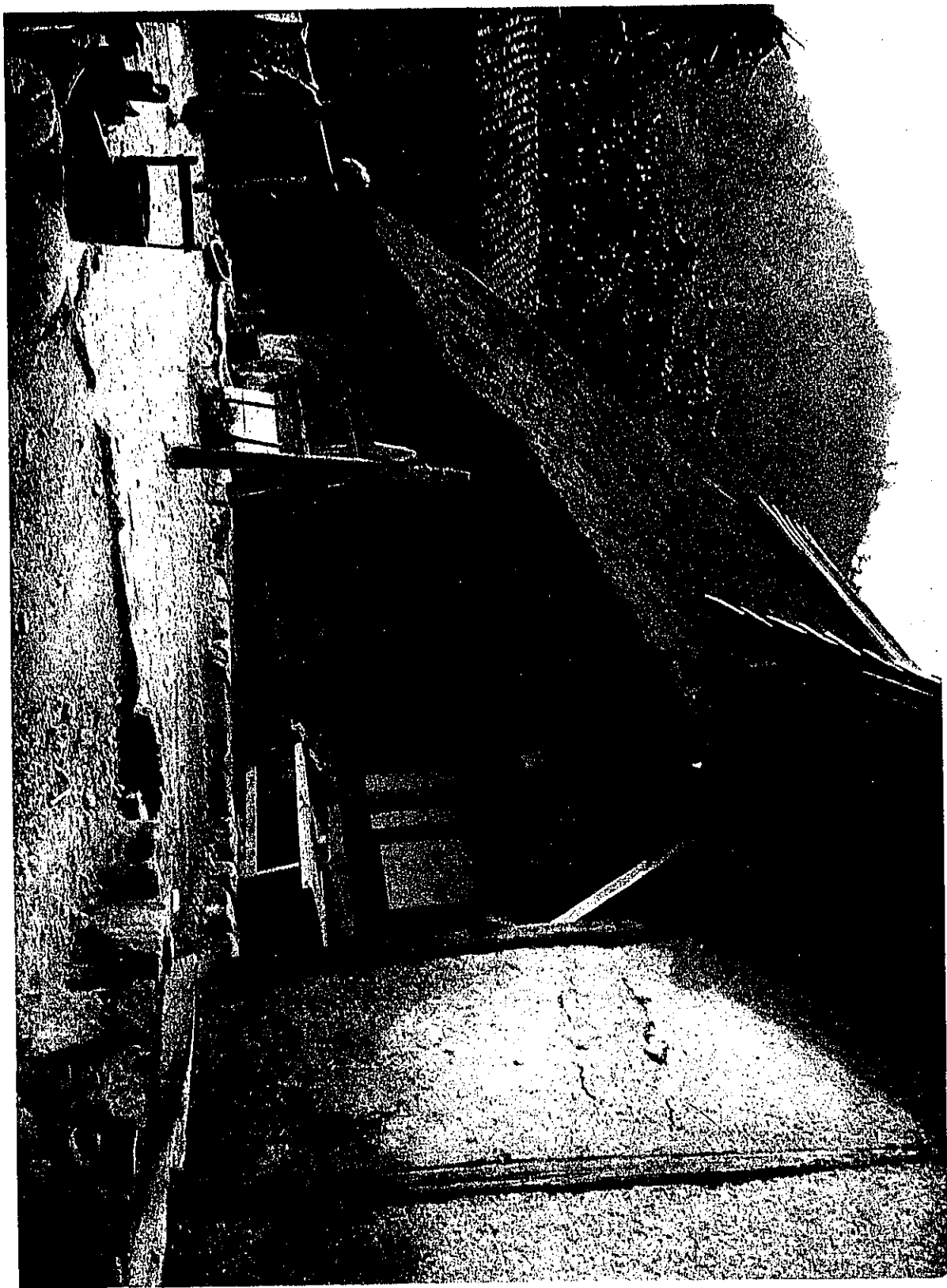












縣下の概観

本縣は大多數整形に屬するもので、僅かに原型と喰違型が見られる。整形の中で最も多いのは 2×2 の四間取で、是れは全縣下に分布して居るが特に兒島郡、邑久郡、淺口郡、久米郡、赤磐郡、御津郡其他南の沿岸地方一帯の諸郡及旭川の流域地方に多く分布してゐる。次ぎに 2×3 の六間取が多く分布してゐるが、これは苦田郡、久米郡、英田郡、淺口郡を始めとして美作の諸郡に多く見られる。此外奇數の間取の 1×2 のものも各地方に少數分布してゐる。三室の原型に屬するものは極めて少數ではあるが、古い部落に残つてゐる。是れは上手に奥と納戸があり、其下手に全室の臺所があり更に其の下にニワを設けたもので、兵庫縣で説明した原型のものと同一形式を持つたものである。此間取は臺所とニワとの境に大黒柱があり、ニワの下手に向大黒と云ふ柱が建つており、又臺所の上手にも中柱があつて、此三本の柱が間取の中央に重要な地位を占めてゐる。圖版に見ゆる新見町の或る家では此三本の柱を大黒、二番大黒、三番大黒と呼んでゐる例も見られる。

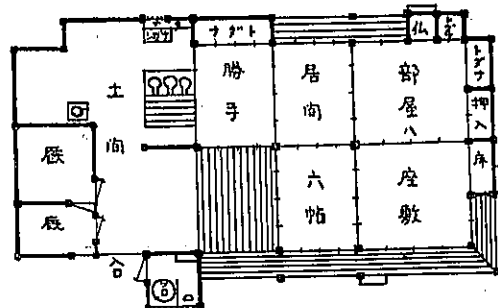
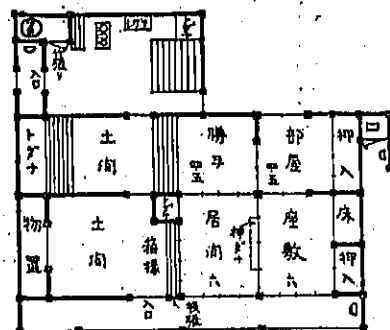
此間取から發達すると全室の臺所を前後に仕切つて、四間取の整形間取及四室の喰違の形式となるのである。次の圖版の解説の所でも説明する如く、喰違の上手の座敷が四室になると、 2×2 の様な間取になるが、是等の喰違の形式は勝田郡、川上郡、苦田郡其他の山地の地方に分布してゐる。

土間の間口は凡そ二、三間位のものが最も大多數を占めてゐるが、五間乃至六間に及ぶものも少數ある。土間の間取を通観すれば是れを三つに分ける事が出来る。第一は此の山地の諸郡は土間の奥が炊事場になつておつて、勝手の間の上り口にクドが二箇勝手の方を向いて並び、其の奥に勝手の間端に外壁の窓に向つて流しが設けてあるものである。此の形式では更に土間を前後に仕切つたものが、東北の苦田、勝田、英田及久米、赤磐の諸郡に見られる。次ぎに第二の形式は瀬戸内海沿岸の和氣、邑久、上道、御津、兒島、淺口、小田の諸郡に見られるもので、釜屋が土間の裏に

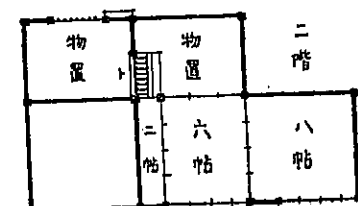
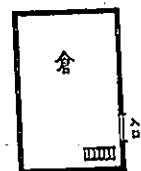
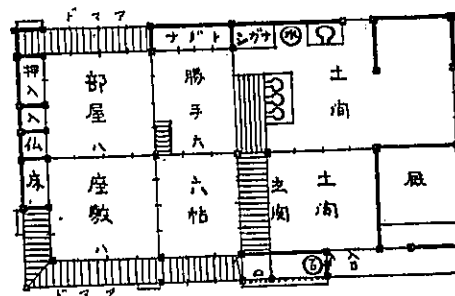
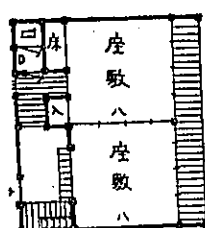
本屋から突出してあるもので、其の中でも邑久、兒島郡等では特に顯著である。又上道郡には釜屋が母屋から離れて別棟になつてあるものが稀にある。此の様な事實は九州及四國の一部に見られる南島系の間取系統と關係を持つてあるものと思ふ。釜屋が裏に突出してある形式では土間の奥行が、前後三室に仕切られており多くの場合格子戸が建てゝある。クドは勝手の間から離れて土間の中央に設けられ、流しが裏の窓に接して附けられてある。第三の形式は同じく海岸の地方で土間が裏に突出しておらぬもので、第一の形式によく似てゐるが、土間の仕切の奥の部分にクドと流しが勝手から離れて設けてある。土間の入口の上手に風呂と小便所を取つたものが苦田、勝田、英田、久米其他の山地の地方に残つてゐるが、是れは本邦關東以西の山地の古い部落に、今日でも可なり多く見られるものであることは既述の通りである。

座敷の床の間の位置を見るに、多くは側面の妻の側に當つて前方に押入、後方に床の間が竝んでゐるのが特徴と云ふべきであらう。又前方の押入がなく此の部分が一部廻り縁になつて、其の奥に前同様床の間が附いてゐるものがある。他府縣では床の間が前方にあつて押入が奥の方にあるのが普通であるが本縣下地方では是が反對になつてゐるのである。但し北方の山地の諸郡では座敷の後ろの仕切が壁になつてゐるものが多く、又是れに床、押入、佛間等を前面に向つて竝べたものが見られる。家根は北の山地の地方は草葺が多く、南になるに従つて瓦葺を用ゐるものが多い。なり、草葺の家根でもその周囲に瓦庇のシ、コ、ロを附けるものが多い。草葺屋根は多く入母屋の作りになつて棟の兩端に破風が附いて居る。破風は北の方が大きく南の方が小さくなつており、兒島半島附近になると全く破風がなく四注の屋根になつてゐる。是は四國が或る一地方を除いて、全く四部注で破風がない事實と合せて考へると、四國と交通の繁い此の地方に破風の無い事が是と關聯してゐる様に思はれる。津山附近には軸掛瓦を用ゐた家が可なり多い。棟の押へは一般にカラス、オドシ、又はカラス等と云つてゐるが、苦田郡地方ではメ、オ、ソ、ヒ、又はメ、オ、ソ、エと云つてゐる。是はその地方では木を交又したものを使つてゐるが、西の阿哲郡の方に行くに従つて草を用ゐたものが多くなつて居る。或所では藁の押への上に木を重ねたものがあつた。斯様なものは木の下端を割り抜いて藁の上にかぶせてゐるのである。南の方では殆んど藁の押へを用ゐて居るが都窪郡では是をサン、バ、ワと云つてゐるものがある。

(一) 整型 2X3 兒島郡與除村



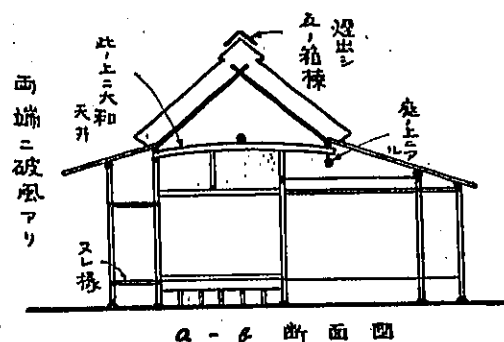
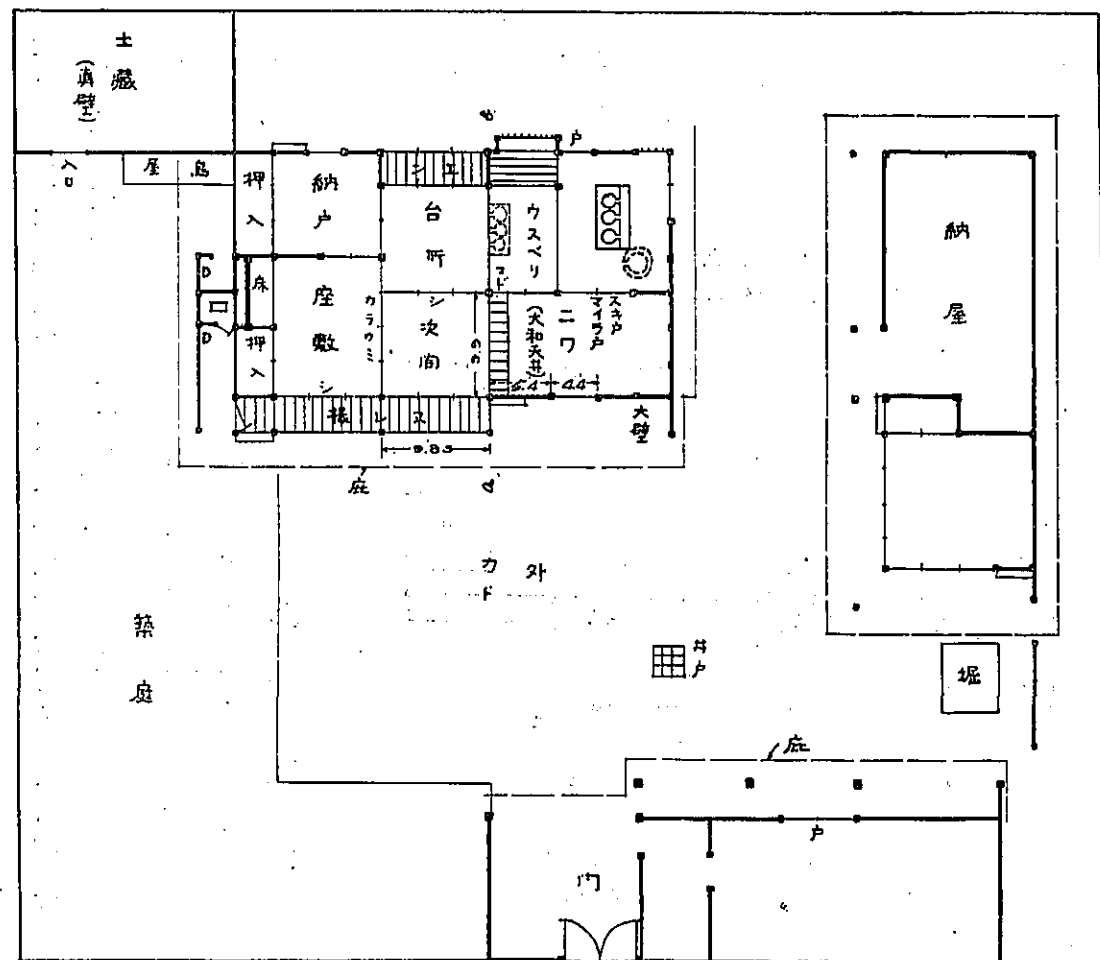
村倭大 邑米久 2X3 型 整 (二)



2X2 型 整 (三) 村保三 邑米久

圖版説明

圖版第十、第十一上圖 岡山縣都窪郡清音村大字三因の鹽見薫氏の家で、約百五十年前の建築である。此の間取は以前から四間取の喰違であったが、先年下手に板間を取り付けたものたそうである。その以前は今の板の間の所に三つクドが臺所の方を向いて築いてあつたそうである。此の地方では古い家は何れも喰違ひになつたものが多く、臺所と座敷が廣く、次の間と納戸が狭くなつて居る。是は比較的狭い間取の家で座敷と、臺所とを廣く使用するために當然考へられる間取であると思はれる。臺所と、座敷とを六疊敷にして、次の間と納戸とを四疊半にしたものを手違ひ六疊と云つて居る。鹽見氏



の家の間取は座敷が六疊で他の三室が四疊半になつて居る。ニワは前後を舞良戸で仕切り、前ニワはヤマト天井を張り、後には中央にクドが築いてある。以前は前述の如く、臺所の端にあつたものであるが改造されたものである。是に由つて明な様に臺所の床に接してクドを設ける形式は一般に古い形式で、ニワの中に設けたものは新らしいものである。本屋の外観は圖版の如く母屋の草葺の周囲三方に本瓦葺の下屋を葺下してある。兵庫縣の南方の例で説明した如く、此の様な外観は岡山縣の南部地方も一帯に分布して居るものである。屋根の勾配は緩く約四十二度位になつて居るものが多い。此の棟の家は瓦葺の箱棟になつており、特にクドの上には煙出しが附いてある。棟の兩端には破風が附いて居るが、一般に形も小さく、此の家は漆喰が塗つてある。次に敷地の配置を見るに西北隅に所謂乾倉があるが、是は眞壁造の外部を土及び白漆喰で塗込めたもので内部に眞壁の柱が見えて居るものである。東の方には瓦葺の納屋を設け、是れに一間の庇が附いて居る。南の正面には長屋門があり、敷地の周囲には土屏が周らされて居る。長屋門の内を外又はカドと云ひ、母屋の東南の方角に所謂井戸が堀つてある。此の様な宅地の形式は此の地方の昔からの最も模範的なものである。

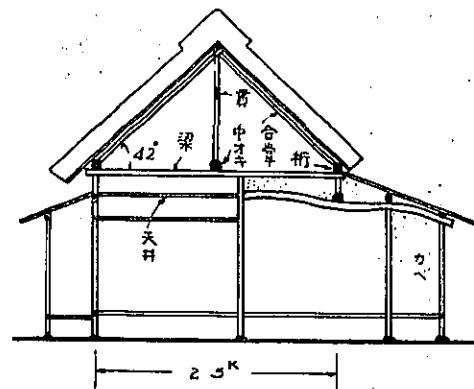
他の地方では長屋門が無くて、下手の農舎が附いたものが普通である。

圖版第十一下圖、第十二 前圖版鹽見氏の近所の小倉純一郎氏の家は建築年代も間取、構造、並に外観も殆んど同じ家であるが此の家はニワの上にヤマト天井が無いので、よくその構造を見る事が出来た。圖版第十一の下圖及び左の断面圖に示す如く梁の上部中央に中置きと稱する大きい梁が横り、その上に細い束が立つて居つた。又合掌は前後

の桁の上に立つており、普通の梁の上に組立てられて居る草葺造りと異つてゐる。是は兵庫縣唐櫃村の例に一脈通するものがある。此の様な束のある草葺の構造は近幾地方を中心として可なり分布して居るものである事がわかる。圖版第十一圖はニワの下手後隅の上部を見上げたもので裏の一間の下屋があり、その上の桁の上から合掌が立ち上つて居る事が明かにわかる。又その下には柱を立てずに縦横に桁と登りとを架け渡して是を支えて居るのが見えるが、断面圖と比較して見ると明瞭になると思ふ。

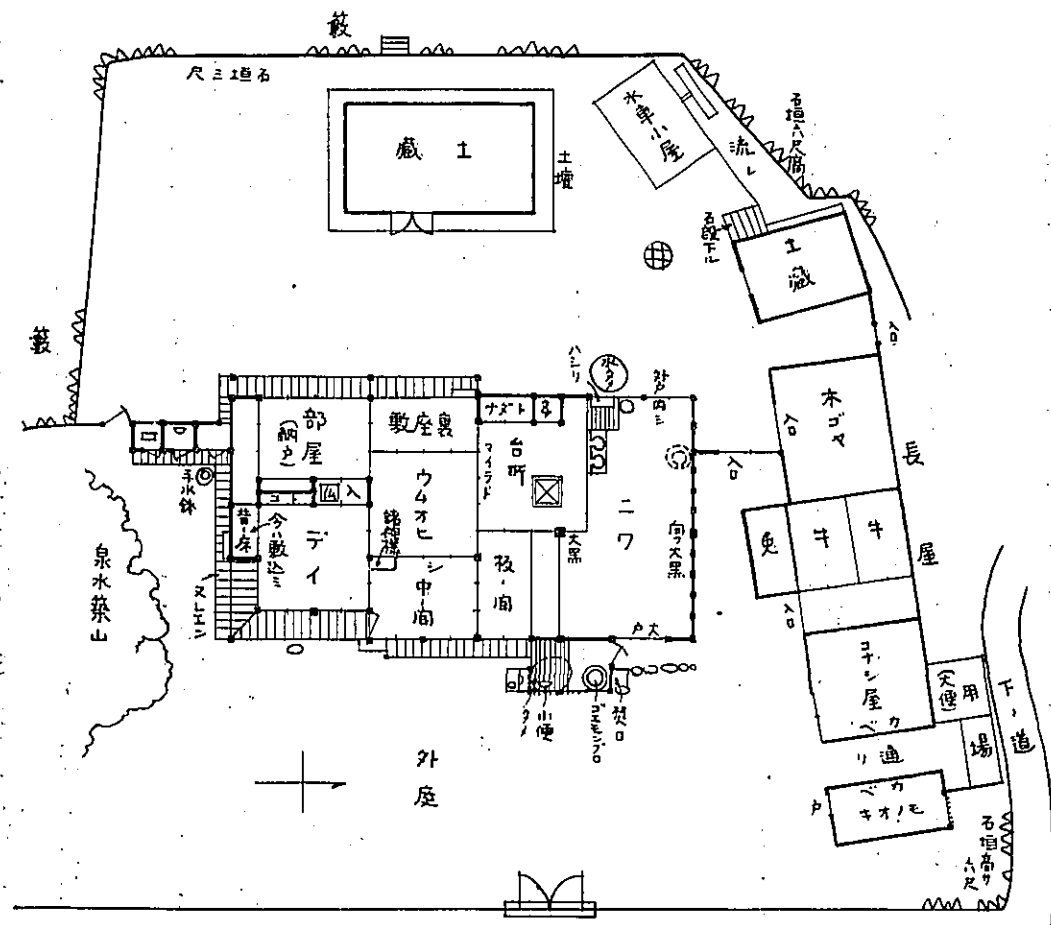
圖版第十二は此の家の長屋門であるが、内を入つたカドの方から牛の出し入れをして、その後、即ち門の外の道の方から堆肥を取り出すために圖版上圖に示す様な取出し口が設けてあるのも面白い工夫である。

此の部落は山麓の小高い所にあつて、前述の鹽見、小倉氏の如き古い家は比較的奥の高い所にあり、平地に下るに従つて新しい家になり間取、構造、外觀共に漸次に變化して居るのを見る事が出来た。山を降りた所の明治時代の家は二階造り瓦葺土壁塗りで、外觀はかなり新らしくなつて居るが間取は手違ひ六疊で、二階は天井が低くて物置位にしか使用出来ず、座敷の上部は天井が高いので全く使用出来ないものであつた。田の畔道に差かゝつた所の新築家は全く新しい構造間取で整理四間取に食堂が一室附いた五室で、釜屋が下手に別棟になつており、是に風呂場と便所が附いて居つた。又食事にニワで出来る様に卓子と椅子が設けてあり、母屋の方は凡て住居本位になつて居つた。是等は此の地方の改良住宅として模範的のものだと思ふ。



圖版第十三、第十四 岡山縣吉田郡西加茂村尾島茂若氏の住宅で、二百五十年位以前の建築であるが、此の家は昔、

役をして居つた家柄であつたそうで、間取もやゝ複雑になつて、上手には前方にダイがあり、その奥に床の間の裏に部屋がある。昔ダイの妻の方に床の間があつたが今は疊の敷込みになつて居る。そしてその前方には一間の廻り縁が廻してある。この下手には前方から奥に向つて中の間、内オヒ、裏座敷の三室を取り、その下手に臺所と板間がつてあるが、昔は是が全室の廣い間になつて居つたと云ふ事である。此の間と下手のニワとの境には大黒柱があり、ニワの下手の外壁には向ふ大黒と云ふ柱があり、此の柱の左右の柱を兩袖と云つて居る。此の本屋は梁間三間半で前後三尺が下屋になつて居るが是れをオロシと此の地方で呼んでゐる。向ふ大黒の奥の方に同じく外壁に接して昔大釜サンがあつたが今は無い。そ



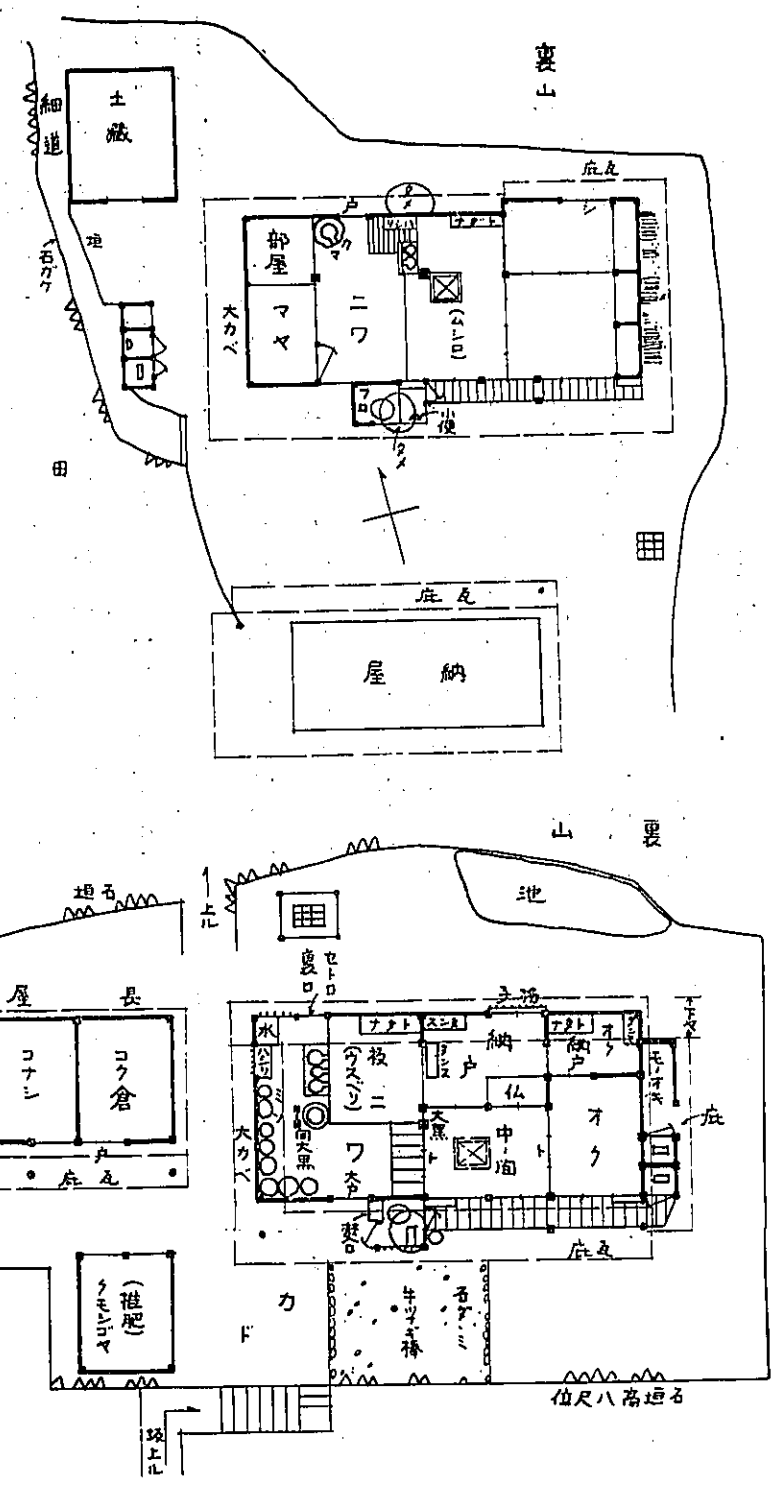
の横の柱にはオドク、(土公) 神さんが祭つてある。一般に中國地方では釜神様には土公神を祭る風習がある。土間と臺所の上部ツシは竹簀のヤマト天井を作つてあるが、是を「ヤマトにかく」と云ふ。其のヤマトの上には簾が敷いてある。

本屋の外観は圖版に見ゆる如く、棟には木の棟押えが置いてあるが、是を此の地方でメ、オソエと云ひ、その下に棟の方向に平行に並んで居る七本の押え竹をカウ、ライと呼んで居る。屋根は入母屋で兩方に破風があり、周囲のオロシは瓦葺になて居る。ニワの前面大戸の入口の横には圖版の如く風呂があり、椽の端の小便所と並んで下の桶に排水を一緒に溜め、下部から汲み取る様に曲つた大きな材が渡してある。此の様な便所と風呂の配置は本縣下北部の山地の地方に一帶に見られるものであるが、是は前にも述べた通り本縣のみの現象ではなく、本郡中部地方以西の山地の古い部落に今日も見らるゝ所である。唯その構造の細部の手法に此の地方の特色が現れて居るものがある。

圖版第十四は同家の臺所の内部をニワの方から見たもので正面の奥には舞良戸が見え、その前にユルイの上に自在鍵が釣られてある。左には大黒柱があり、その横に釣つてある。梯子はツシに上る時に下げて用ふものである。上部には井桁に組んだツキ牛と乗り越しの木組など實に面白いものがある。

圖版第十五 前圖版と同村の田中喜八郎氏の家の外観であるが、此の家は次頁上圖の通り三室の原型で上手が前後に二間になり、下手は全室の廣間になつて居り、板間に簾が敷いてある。此の間の上、下に小黒と大黒の二柱があり、ニワの下手に向ふ大黒がある。其他ニワのクド、ハシリ(流し)及び大釜の位置など何れも古い形式をなしてある。家の前面に風呂と小便所が取つてあること前述の如くである。宅地の裏に乾蔵、前に巽井戸あがり、地形の關係上カドの前方に農舎が設けてある。

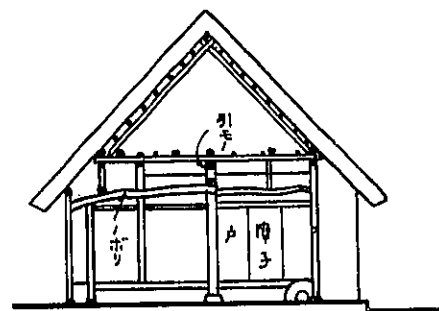
屋根は入母屋形の大屋根を軒迄葺下し、棟には木を交叉したメオソエが並んで居るのも前例と同様である。



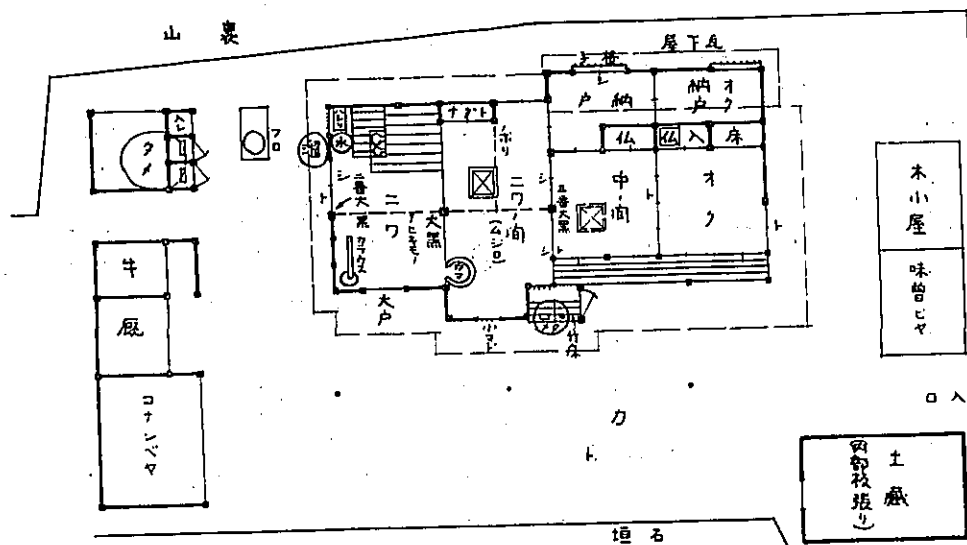
圖版第十六 岡山縣阿哲郡新見町平井與市氏の家で、間取は四室の喰違の下手に板間がニワの後ろに附いて居るが、此の板間は後に附けたもので、現に此の家で此の板間と其前の土間とを一緒にニワと呼んで居る。中の間とニワとの間に大黒柱があり、ニワの下手に向ふ大黒がある。此の柱は同じ様なものが何れも二本づゝ並んで居るが、此の家では前の方の柱を前述の如く呼んで居る。此の家は山の手に段地を作つて狭い敷地を取つたものであるから附屬建物も自然、地形に合せて右下圖の如く配置されて居るのである。本

屋の大屋根は草葺で周りに瓦の下屋が葺いてある。是を概観で述べた如く此の地方でシ、コロ、葺きと云つて居るが、此の名稱は近畿地方から中國地方にかけて用ゐられて居るものである。

圖版第十七 前圖版と同村の中島豊三郎氏の家であるが、間取は前の四室の喰違の上手に更に二室建て増した形式で、 $\times \times \times \times$ と云ふ形式になつて居る。柱は大黒、二番大黒、三番大黒と稱して居る事は概観で述べた通りである。但し此の家は昔は奥が六疊、中間が十五疊で是にユルリがあつたさうである。そして床の間、押入、佛壇が圖の如く正面を向いて配置され、その裏にマナカ(三尺のこと)の納戸と物置があつたと云ふ事である。



此の家では大黒の上手の全室の間をニワの間と稱して居るが、此の間は板の間に蓆を敷いたもので、こゝにユルリが切つてあるが何故にニワの間と呼んで居るか明でない。又此の間の前の方に釜が設けてあるなど他に見ない例である。或は昔此の間もニワであつたのを後世板間に直したものととも思はれるが明かでない。



廣島縣

